

阿南工業高等専門学校教員評価規則

(令和7年6月11日)

(規則第 18 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育理念の実現に向け、本校教員の活動を適正に評価することで、教育研究その他の活動の活性化及び資質の向上を図ることを目的として実施する教員の活動評価（以下「教員評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条 評価の対象となる教員は、本校に在職する独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第3条に規定する教員（以下「対象教員」という。）とする。ただし、特別な事情がある場合は、校長が別に定めるところにより、対象教員の範囲を変更することができる。

(評価の実施)

第3条 評価は、毎年度1回、校長が実施する。ただし、評価実施年度の4月1日において、対象教員としての在職期間（以下「在職期間」という。）が6月未満の者の最初の評価は、在職期間が6月を経過した日の属する年度の翌年度に実施する。

(評価の基準)

第4条 教員評価は、次の各号の資料をもって対象教員個人の活動状況を評価するものとする。

- (1) 対象教員が作成した教育研究活動に関する目標・計画書及び研究業績一覧
- (2) 教員による相互評価の結果
- (3) 授業評価アンケートの結果

2 校長は、前項に規定するもののほか、必要と認める資料を加えて教員評価を実施することができる。

(評価項目分類)

第5条 評価は、原則として次の各号に掲げる項目分類により実施する。

- (1) 教育活動
- (2) 研究活動
- (3) 学校運営・支援活動
- (4) 社会貢献活動
- (5) その他特筆すべき活動

2 前項にかかわらず、校長は、対象教員の職務内容に応じて、前項に代わる評価項目分類を定め、又は前項各号に定めるもののほか必要と認める評価項目分類を加えて教員評価を実施することができる。

第6条 対象教員は、自己評価結果を自身の教育研究その他の活動の活性化及び資質の向上のために活用する。

2 校長は、評価結果を次の各号に掲げる事項の運用に反映させることができる。

- (1) 昇任
- (2) 昇給
- (3) 勤勉手当の成績率

- (4) 研究費の配分
- (5) 表彰
- (6) 教員顕彰の推薦
- (7) その他校長が特に必要と認めたこと
(面談等)

第7条 校長は、必要に応じて、対象教員に資料の提出を求め、面談等を実施することができる。

(評価結果の公表)

第8条 教員評価の結果については、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、教員評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年6月11日から施行する。